

神奈川県における森林環境譲与税の取組方針

神奈川県

令和5年4月

1 はじめに

(1) 目的

この取組方針は、森林環境譲与税の譲与に伴い実施される森林整備その他の事業において、市町村と県、関係団体との連携方法や役割分担などについての基本的な考え方を整理し、また、森林環境譲与税の事業毎の取組方向性等について、関係者間で共通の認識を持つことを目的に定めるものである。

(2) 現状と課題

国においては、これまで都道府県による林業政策と森林所有者による自発的な森林整備を基本とした施策を進めてきたが、現場の課題を鑑みると現行の施策では限界があることが明らかとなってきたことから、引き続き森林の公益的機能が適切に発揮されるためには、自発的な施業のみに委ねるのではなく、森林所有者に適切な森林の経営管理の責務があることを法的に明確化したうえで、森林所有者自らが経営管理できない場合、市町村が経営管理等を実施する新たな仕組みを導入する方向を新たに示すところとなった。

一方、県では、将来にわたり良質な水を安定的に確保することを目標に、平成 9 年度以降、県による水源地域の私有林の公的管理等を進め、荒廃の進んでいた人工林の整備を中心に施策を展開し、さらに平成 19 年度からは取組をスピードアップさせるため、独自課税（水源環境保全税）による特別な対策を追加して実施してきた結果、水源地域においては、適正に管理された森林が増加し、水源かん養機能が向上するなど、着実に成果が上がりつつある。

また、県の独自課税による施策展開等により、県西部の水源地域においては森林の状況は改善されてきているものの、特別対策の対象外である県東部地域においては改善が進んでいない（市町村独自の取組が進められている地域を除く）。

今後、本県における森林施策を展開していくには、従来県が行ってきた水源環境保全・再生施策を中心とする森林施策と、今後市町村が行う森林環境譲与税による施策を効果的に組み合わせて両立していくことが求められる。

2 基本方針

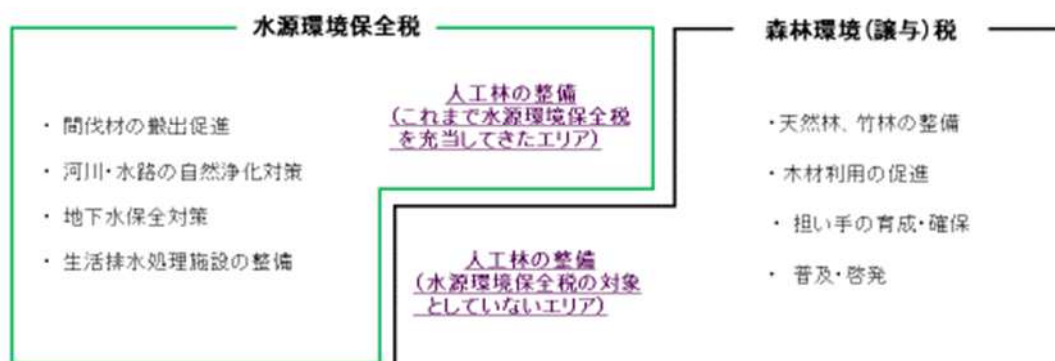
国に先行して県内で進めている水源環境保全税その他市町村が進める独自課税等による事業と森林環境譲与税による事業の組合せにより、県内すべての森林の保全・再生を図る。

森林環境譲与税を活用した事業については、創設の趣旨を踏まえつつ、県民理解を得ながら独自課税との両立を図り、相乗効果を創出していけるよう、法令に定める範囲（市町村においては、森林整備及びその促進に関する費用、県においては森林整備等を実施する市町村の支援等に関する費用）で、地域の実情に応じ、幅広く弾力的に実施するものとする。

（創設の趣旨）パリ協定の枠組みのもとでの我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や、災害防止を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から創設されるもの。

<参考>

両税の使途（イメージ）



3 想定される使途別の取組方針

(1) 森林整備

神奈川県の実状と、水源環境保全・再生施策で既に定着している手法を踏まえた森林管理を行う。具体的には、水源環境保全税、森林環境譲与税の使途をエリアにより区分し、両税及び市町村独自課税等を効果的に組み合わせることにより県内全ての森林の保全・再生を図る。また、都市部の森林においては、樹種、森林の立地条件等による区分けを行ったうえで、地域の実情に応じた管理手法を新たに構築し、森林の実状に即した森林整備に取り組む。

(2) 木材利用

森林環境譲与税創設の趣旨である温室効果ガス削減を図るため、CO₂を固定し、材料製造時にCO₂排出量が少ない木材の利用促進を図る。市町村においては公共建築物等の木造・木質化と民間建築物等への木材利用の普及・PRに取り組み、県においては、木材の安定供給や、モデル事業の企画・提案など市町村が取り組みやすい環境の整備や民間

建築物等への木材利用を促進するための普及・PRを行う。

(3) 人材育成

森林整備を担う県内の林業事業体の所在は、県西、県北地域に限られていることから、県内全ての市町村において森林整備を担うことのできる労働力の確保、育成を図る。また、確保、育成にあたっては、新規就業者の育成や技術研修など県内全ての林業事業体に関連する広域的な取組は県が、また、地域の森林の整備を担う林業事業体の安定経営等に係る取組や、NPO 法人、ボランティア団体等への支援は市町村が行うことなど、県、市町村の役割分担を明確にする。

(4) 普及啓発

二つの税を効果的に組み合わせ、両立しながら取組を前進させるためには、使途の重複感の解消や、税の負担感の軽減などを図っていくことが重要である。そこで、両税の活用による相乗効果の発揮、成果等について理解が得られるよう県、市町村で協力して普及啓発を進める。また、取組を進めるにあたっては、森林の持つ公益的機能など普遍的な普及啓発の内容の企画及び広報媒体の制作等は、広域性・専門性を有する県が行い、県が企画した内容や地域特有の森林の状況等の地域住民への普及啓発活動は市町村が行うなど、役割による区分けを基本とする。

(5) 県による市町村への支援

県内の市町村には、森林・林業を専門とする技術者は配置されておらず、また、森林整備や木材利用を主体的に進めている市町村は限られていることから、県が森林・林業行政に係る技術的指導や助言等を行うほか、技術者等の人材の斡旋や森林・林業関係団体との連携による支援体制の構築、さらには、県と市町村が連携した取組の推進など、広域行政として必要な支援を行っていく。

4 使途の公表

納税者への説明責任を果たす観点から、森林環境譲与税の具体的な使途について、適切な方法により公表することが法により義務付けられている。加えて、神奈川県では水源環境保全税を活用した取組を行っていることから、県が市町村毎の森林環境譲与税の使途を取りまとめ、水源環境保全税の使途を含め、一覧で分かりやすく示すことにより負担感の軽減につなげていく。併せて、取組の結果、どのような成果があったのかについても示す。

5 その他

事業実施に必要な事項については、参考として、別にガイドライン等を示すものとする。